

介護保険住宅改修費にかかる支給申請手続きの注意事項について

介護保険住宅改修において、事前申請の承認後、工事に着手いただいているところですが、事前申請の際に提出された工事内容を無断で変更される事案が多発しています。

事前申請の際に提出された工事内容を変更される場合は、必ず、工事着工前に高齡福祉室（電話072-727-9500（代表））にご連絡ください。

なお、無断で事前申請内容と異なる工事をした場合は、保険給付の適用外となり全額自己負担となります。また、工事のやり直しが必要となった場合は、事業者の負担となりますのでご注意ください。

【住宅改修に関するお問い合わせ】
（事前相談・審査・書類の提出など）
箕面市 健康福祉部 高齡福祉室（総合保健福祉センター1階）
電話 072-727-9500（代表）

（支払関係）
箕面市 市民部 介護・医療・年金室（市役所本館1階）
電話 072-724-6860（直通）